

# 第7回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

平成25年3月8日（金）代表者会議終了後

301 委員会室

1 正副座長たたき台案の検討

2 その他

## 【資料】

資料1 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例第8条  
第1項に規定する医療機関の指定について

資料2 県民の努力（施策への協力＋自主的な取組）案

資料3 正副座長たたき台案

資料4 イメージ図

## 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例第8条第1項に規定する医療機関の指定について

### 1 指定医療機関について

	医療機関名	所在地
①	特定医療法人豊司会 新門司病院	北九州市
②	医療法人社団松和会 門司松ヶ江病院	北九州市
③	医療法人社団飯盛会 倉光病院	福岡市
④	医療法人優なぎ会 雁の巣病院	福岡市
⑤	医療法人十全会 おおりん病院	大野城市
⑥	医療法人十全会 回生病院	宗像市
⑦	医療法人和光会 一本松すずかけ病院	田川市
⑧	医療法人コミュノテ風と虹 のぞえ総合心療病院	久留米市

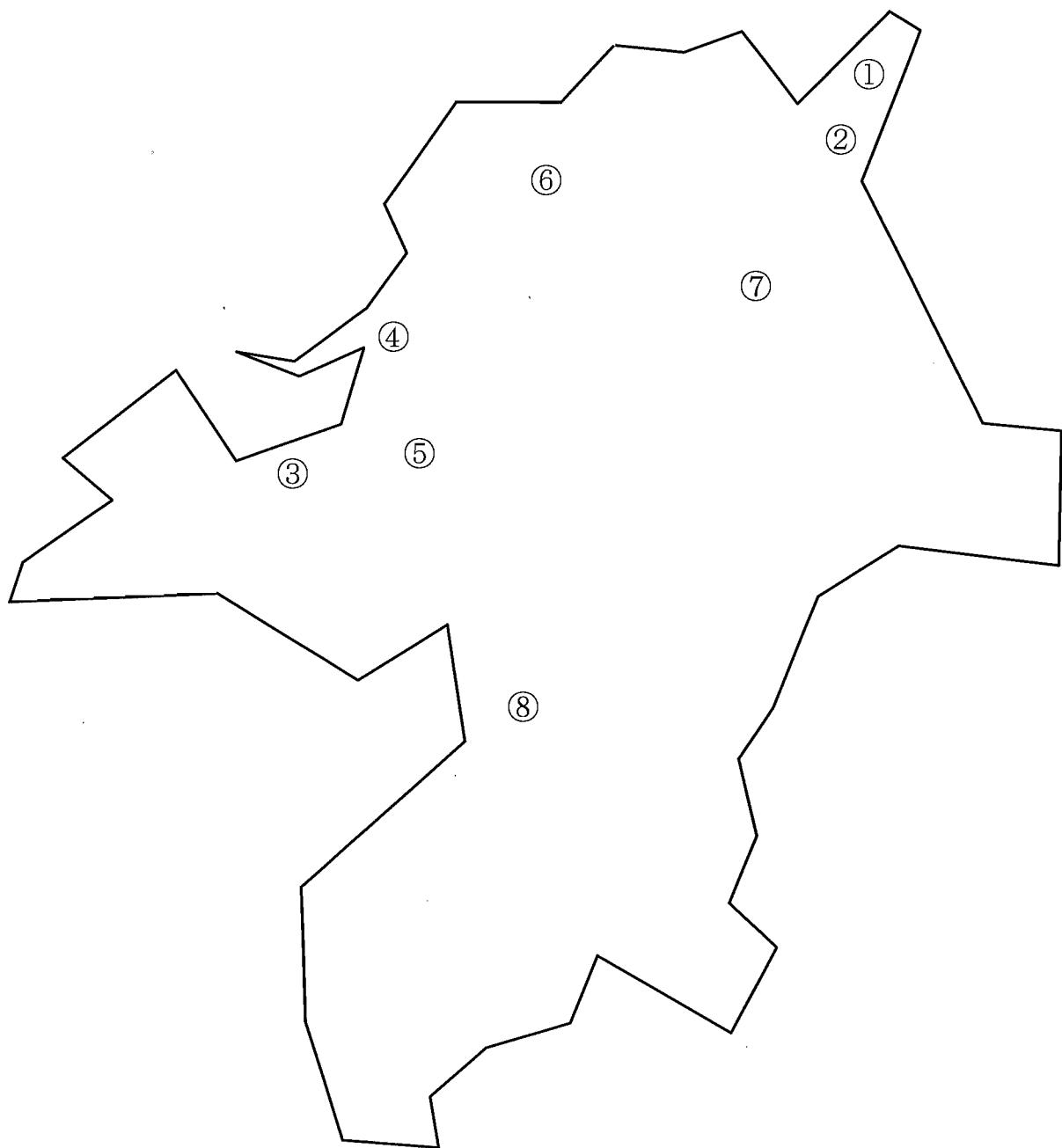
(※福岡県庁HPより)

### 2 指定理由について

- ・アルコール依存症に関する診断又は専門治療に長期にわたり従事した経験を有する医師が勤務しているほか、公的機関からの依頼によるアルコール依存症に関する相談、講演等の従事経験など、アルコール依存症に関する専門的知識を十分有する医師が勤務している。
- ・条例に求められている指定医療機関の役割を理解し協力いただける医療機関として、社団法人福岡県医師会の推薦を得ている。

(※福岡県庁HPより)

【参考】



## 県民の努力（施策への協力＋自主的な取組）案

### (2) 県民の努力

県民は、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、県が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 【参考例】

◎環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）

（国民、民間団体等の責務）

第四条 国民、民間団体等は、家庭、職場、地域等において、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、他の者の行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に協力するよう努めるものとする。

## 正副座長たたき台案

### 1 前文

**【第5回検討結果】全体の内容確定後に検討を行う】**

※盛り込む内容をどうするか。

- ・「法律による厳罰化が進むが、飲酒運転による事故がなくならない」
- ・「飲酒運転の根絶を図る」
- ・「規範意識の定着」
- ・「飲酒運転は犯罪である」(\*要検討)

など

### 2 目的

**【第5回検討結果】全体の内容確定後に検討を行う】**

飲酒運転に対する法律による厳罰化が進むにもかかわらず、いまだ県内における飲酒運転による事故がなくならないことに鑑み、県の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、教育及び知識の普及、受診義務その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶を図り、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

### 3 責務及び努力

#### (1) 県の責務

ア 県は、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**【第5回検討結果】案通り**

イ 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に関して、必要な支援を行うものとする。

**【第5回検討結果】案通り**

※市町との連携を規定するか。

**【第5回検討結果】**

規定しない。ただし、個別的議論の中で必要が生じた場合は再度、議論を行う。

#### (2) 県民の努力

県民は、県が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

※どの程度まで盛り込むか。

①施策への協力

②施策への協力 + 自主的な取組

③施策への協力 + 自主的な取組 + 通報

**【第5回検討結果】議論継続（※県外調査事項）**

**【第6回検討結果】②とする**

### (3) 事業者の努力

事業者は、その事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に資するための取組を行うよう努めるものとする。

※どの程度まで盛り込むか。

- ・特定事業者について規定するか。規定する場合、特定事業者ごとに、どのような内容とするか（例：文書掲示）。
- ・従業員教育を規定するか。

※公務者の率先垂範を規定するか。

## 4 基本方針

- (1) 県は、3(1)の飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を推進するための基本方針を定めなければならない。
- (2) 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア 教育及び知識の普及（※5）に関する事項
  - イ 再発防止のための措置（※6）及び受診義務（※7）に関する事項
  - ウ その他飲酒運転の根絶に関して必要な事項
- (3) 知事は、基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- (4) 知事は、毎年1回、基本方針に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

※基本方針の策定及び変更につき、議決対象とするか。

※数値目標を設定するか。設定する場合、何に対する数値目標とするか。

## 5 教育及び知識の普及

- (1) 県は、飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うよう努めるものとする。

※重点取締区域を設けるか。

## 6 再発防止のための措置

県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための教育その他必要な措置を講ずるものとする。

## 7 受診義務

- (1) 飲酒運転違反者は、県が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受けなければならない。
- (2) 県は、医療機関の指定、診断基準等(1)の診断に関して必要な事項を定めなければならぬ。
- (3) 県は、飲酒運転違反者が(1)の診断を受けない場合には、その家族に対し、飲酒運転違反者に(1)の診断を受けるよう要請する等必要な協力を求めることができるものとする。
- (4) (1)の診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断した者に対して、アルコール依存症の治療についての助言を行うことができるものとする。

## 8 相談

県は、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等からの相談に応じるなど必要な措置を講ずるものとする。

\*教育等を通じての飲酒運転を「根絶」するという方向性から、「被害者からの相談」から変更。

(参考) 被害者の支援としては、犯罪被害者支援センターなどがある。

## 9 情報提供

県は、○○のため、△△に関する情報を提供するものとする。

※情報提供の目的をどう捉えるか。

※誰に対し、どのような内容の情報を提供するか。

例（誰に対し）：県民 市町 事業者

例（内容）：検挙者数 事故件数 など

\*参考 4(4)（施策の実施状況についての公表）

## 10 表彰

県は、飲酒運転の根絶に関する取組に関して、顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

## 11 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県規則、三重県教育委員会規則又は公安委員会規則で定める。

## 【背景】

法律による厳罰化が進むにもかかわらず、飲酒運転による事故がなくならない



## 【方針】

- ◎規範意識の定着
- ◎再発防止

を柱として、飲酒運転の根絶を図る！！



## 【重視する対策】

- 教育及び知識の普及（←規範意識の定着）
- 受診義務（←再発防止）

### 規定の指向性

#### 太陽的

根絶に向けて取り組む環境が自発的に拡がると捉える

#### 北風的

根絶に向けて取り組む環境が進むようにある程度主導する



#### 【穏やかな場合の規定の指向性】

- |          |             |
|----------|-------------|
| 県民の努力    | → 施策の協力で足りる |
| 特定事業者の区別 | → 区別なし      |
| 従業員教育    | → 事業主に任せる   |
| 重点取締区域   | → 不要        |

など

#### 【実効性をもたせた場合の規定の指向性】

- |          |           |
|----------|-----------|
| 県民の責務    | → 通報まで求める |
| 特定事業者の区別 | → 区別あり    |
| 従業員教育    | → 必要      |
| 重点取締区域   | → 必要      |

など